

事業概要及び事業評価手法 〔官庁営繕事業〕

平成19年12月
北陸地方整備局

官庁営繕の事業概要について

● 整備方針

1. 合同庁舎整備の推進

官庁施設整備にあたっては、国民の利便と公務効率の増進、土地の高度利用及び建築経費の節減から合同庁舎化を推進する。

2. 既存官庁施設の有効活用

既存建築ストックの長期活用を図り、ライフサイクルコスト、地球環境負荷の低減を図る。

● 営繕事業における重要施策

①耐震化の促進

②地球温暖化対策の推進

③少子高齢化・身障対応（バリアフリー） 等

平成19年度 営繕事業位置図

(百万円)

		新潟県	富山県	石川県	合計
官庁営繕費	合同庁舎	-	-	-	-
	一般庁舎	-	-	-	-
	施設特別整備	127	0	680	807
支出委任費		984	1,305	371	2,661
受託費		-	-	-	-
合計		1,111	1,305	1,051	3,468

(凡例)

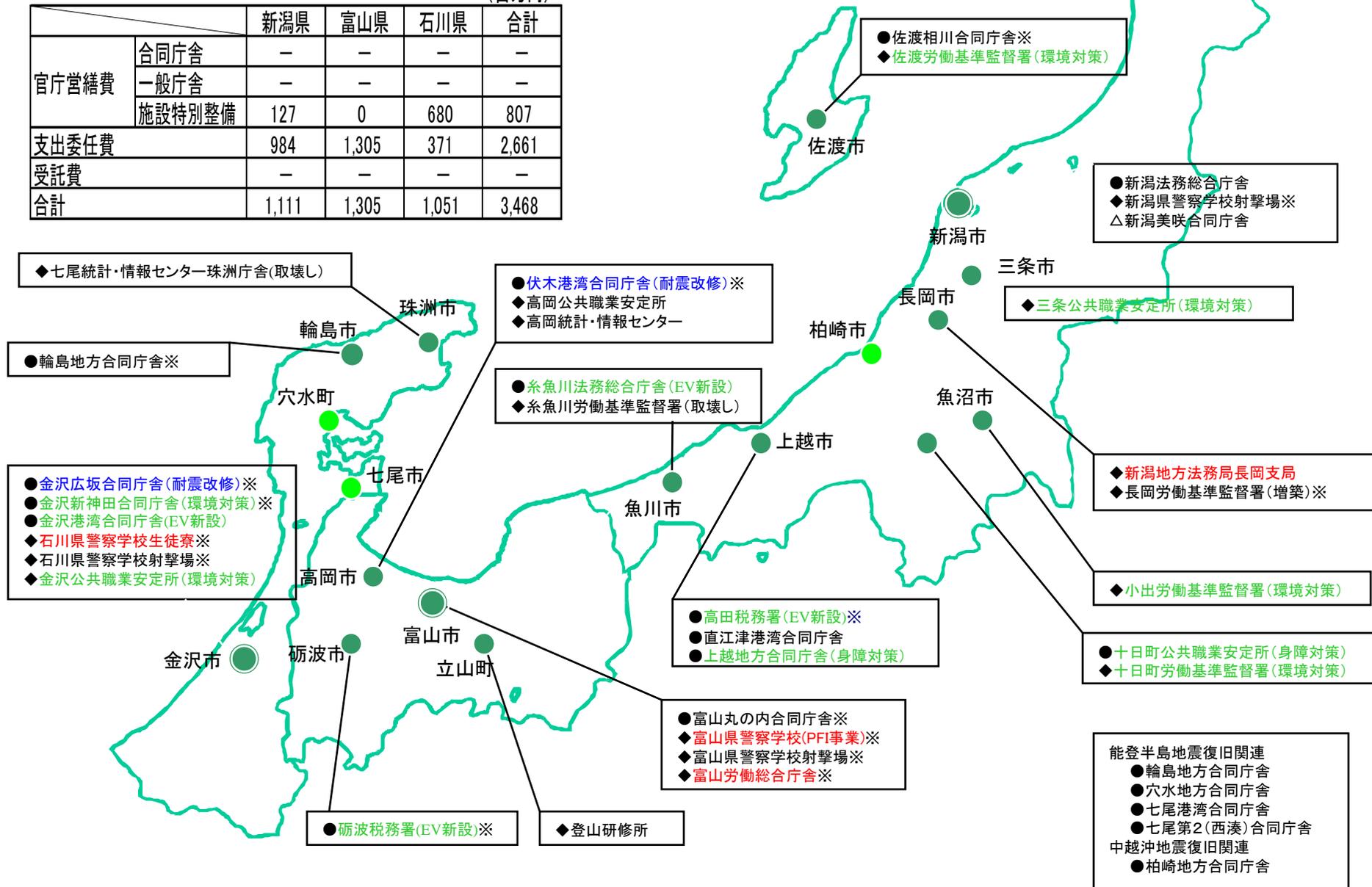
- : 官庁営繕
- ◆: 支出委任
- △: 技術援助

※: H18継続事業

赤字: 新築

青字: 耐震改修

緑字: 環境・身障改修



官庁営繕事業における 事業評価手法について

■官庁営繕の事業評価にかかる課題

(1) 新たなニーズに対する評価が必要

①政策要因(行政機能の移転再配置、財産の有効活用)による事業の採否に対する評価

②国有財産法の改正により、ビル賃借の可能性を踏まえた評価

③環境負荷低減、バリアフリー等の施策への的確な評価

(2) B/C分析(代替法)の見直しが必要

④官庁施設は行政事務のために整備されるものであり便益の多寡により事業実施を決定するものではない。

(B/C分析は新規採択時の事業合理性の評価に活用)

■官庁営繕事業の事業評価手法

◇事業の必要性

(新規採択時のみ評価)

老朽・狭隘・政策要因などの視点から、事業を早期に行う必要性を評価

◇事業の合理性

(新規採択時のみ評価)

代替案(改修、増築、ビル賃貸)と採択事業の費用を比較

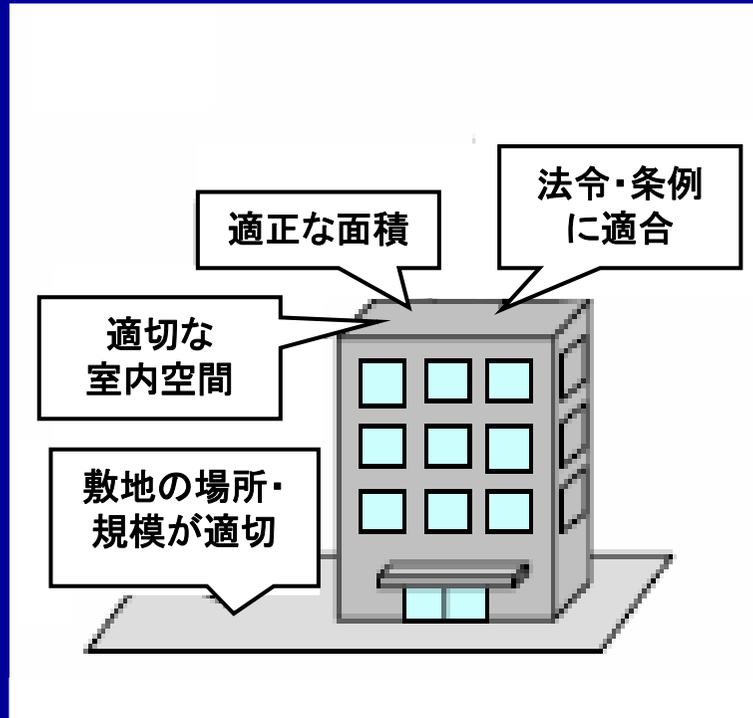
◇事業の効果

業務を行うための基本機能の評価
・関係法令に適合／営繕の基準に適合

施策に基づく付加的機能の評価
・施策の効果／利用者の利便

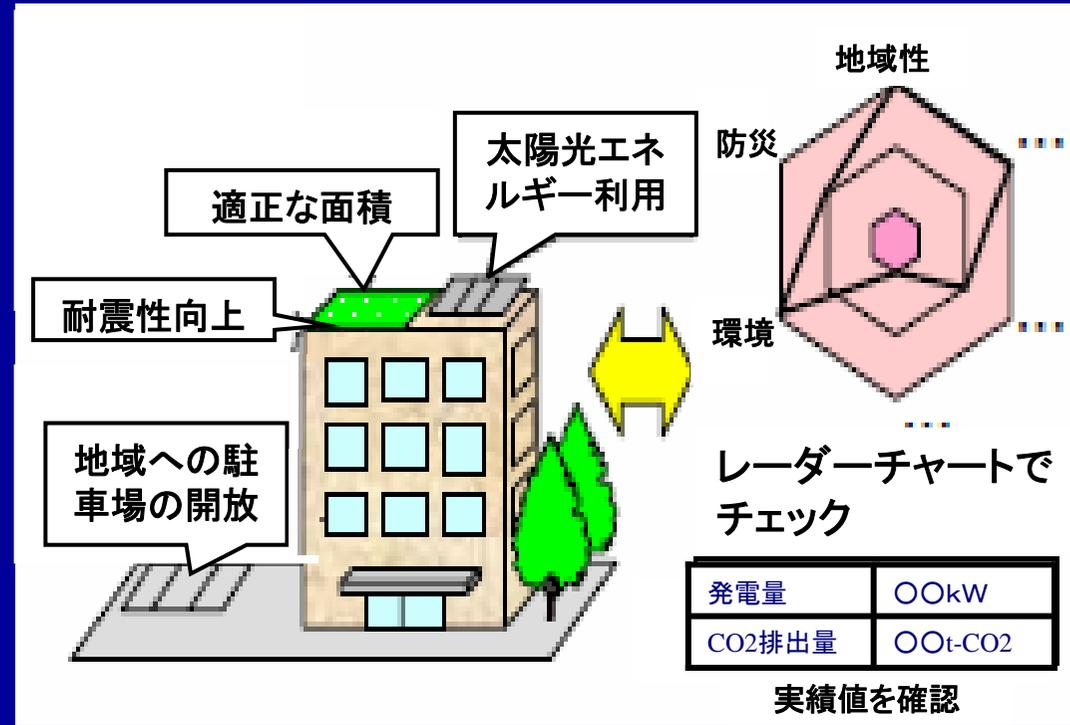
「事業の効果」の事後評価について

【基本機能の評価】



業務を行うための基本的な機能となっていることを建物概要、写真等で確認

【付加的機能の評価】



地域性・防災・環境対策などの施策の反映状況と太陽光発電量などの実績データを確認

関連データ 顧客満足度(CS)調査による評価
建物環境性能効率(CASBEE)による評価 等

効果の発現が概ね十分であり、改善措置の必要性がないこと

建築物の環境性能評価について

建築分野においては、建築物の環境負荷の低減と居住環境の質的度合いを評価するためのツール(CASBEE)が開発されており、建築確認申請時の評価にも活用されている。

(建築物の環境性能効率)

$$\text{評価式} = \frac{\text{Q 建築物の環境品質}}{\text{L 建築物の環境負荷}}$$

建築物の環境性能評価の指標について

評価式により、得られる値は、建築物の環境性能効率と呼ばれる。これにより建築物は以下の格付けで評価される。

評価値	格付け	評価
3.0以上	Sランク	すばらしい
1.5以上3.0未満	Aランク	大変良い
1.0以上1.5未満	B+ ランク	良い
0.5以上1.0未満	B- ランク	やや劣る
0.5未満	Cランク	劣る